

令和7年6月期 恵庭市営住宅入居者募集のお知らせ

1. 申し込みについて

(1) 受付日時

令和7年6月5日(木)～6月11日(水) ※土日祝日を除く
受付時間 9:00～17:15 ※事前に申し出があった場合は19:00まで可

(2) 受付場所

〒061-1498 恵庭市京町1番地 恵庭市役所第2庁舎3階
恵庭市建設部市営住宅課 窓口

(3) インターネット申請

インターネット申請を希望する方は、次のURLまたはQRコードから申し込みができます。画面の案内に従って必要事項を入力、添付書類をアップロードしてください。

インターネット申請は受付期間中、土日祝日を含む24時間受付いたします。
単身の方は(申込者用)のみ、複数世帯の方は(申込者用)と(同居者用)それぞれ申請してください。

(申込者用)【URL】<https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=7ZkrXZ3A>

(同居者用)【URL】<https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=t4z0KZqS>

(申込者用)



(同居者用)



QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です

(4) 問い合わせ先

恵庭市建設部市営住宅課
TEL 0123-33-3131(内線2541-2543)

(5) 申し込み資格

【共通】

次の要件をすべて満たす方

- ・現に住宅に困窮している。※持ち家がある場合は申込不可
- ・恵庭市内に住所または勤務場所がある。
- ・条例に定める収入基準に合致する。
- ・申込者及び同居者全員に市税(市・道民税、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税)に滞納がない。
- ・申込者及び同居者が暴力団員でない。

【同居者あり(複数名)の場合】

共通の要件に加え、現に同居し、又は同居しようとする親族のある方
※婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、その他婚姻の予定がある者を含む

【同居者なし(単身者)の場合】

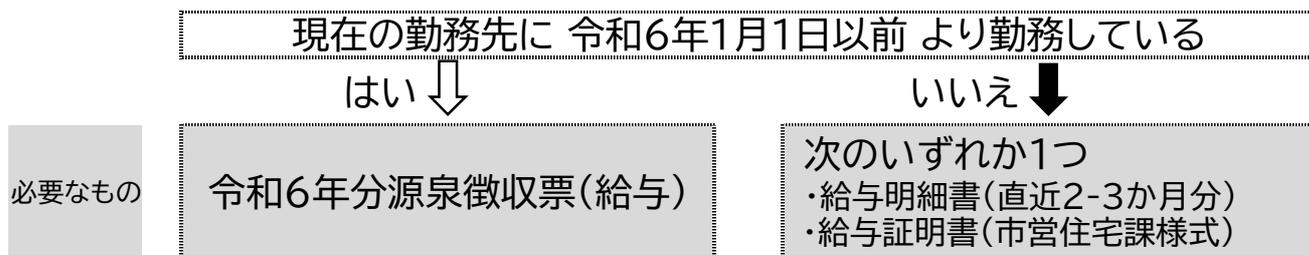
共通の要件に加え、単身の方で次のいずれかに該当する方

- ・申し込み時点の年齢が60歳以上である。
- ・生活保護を受給している。
- ・身体障害者手帳1級から4級、療育手帳A又はB、精神障害者保健福祉手帳1級から3級を所持している。

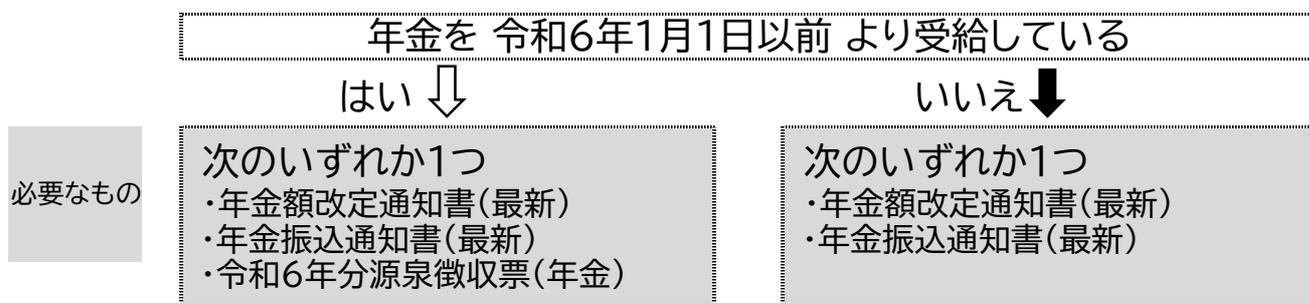
(6) 申し込みに必要なもの

① 収入を証明するもの(収入が当てはまるものすべて)

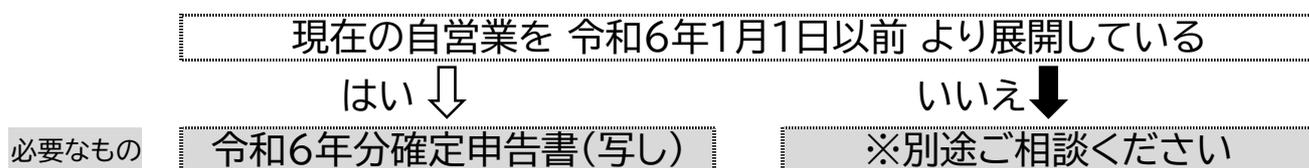
【給与収入がある場合】



【年金収入がある場合】



【営業所得がある場合】



【生活保護を受給している場合】

生活保護受給証明書(恵庭市保健福祉部福祉課にて発行可能)

【現在無職の場合(15歳未満又は学生を除く)】

無職無収入申立書(市営住宅課様式)

【現在の勤務先を令和7年6月に退職する場合】

退職を証明する書類(離職票、令和7年分源泉徴収票等)

※(市営住宅課様式)と記載のある書類は、市営住宅課窓口又は市ホームページよりダウンロード可能

② 抽選カード(過去に入居申し込み歴がある場合)

(7) 留意事項

- ・入居申込書に記載のない方は、同居できません。
- ・申込内容に偽りがあることが判明した場合は、失格となる場合があります。

2. 抽選会について

応募多数となった部屋については、抽選により入居者を決定します。

(1) 抽選日時

令和7年6月30日(月)10:00～(任意参加)

(2) 抽選会場

恵庭市役所第2庁舎2階 大会議室

(3) 抽選結果

当選された方へのみ、抽選会当日の正午頃までに個別にご連絡いたします。
 落選された方への個別連絡はいたしませんので、予めご了承ください。
 また、当選番号を市営住宅課窓口及び市ホームページへも掲載いたします。

3. 募集する住宅について

入居可能日:令和7年8月1日(金)

番号	団地名	形式	単身入居	建物階層	エレベータ	オール電化	換気システム	家賃(円)	建設年度	
1	恵中央団地 2号棟 308号	3LDK	×	5階建 3階	○		○	24,900～ 48,900	H17	※高齢者等 向け住宅
2	恵中央団地 4号棟 303号	2LDK	×	5階建 3階	○	○	○	21,300～ 41,800	H20	
3	恵中央団地 5号棟 505号	3LDK	×	5階建 5階	○	○	○	25,700～ 50,600	H25	
4	桜町団地 2号棟 104号	2K	○	4階建 1階				11,400～ 22,300	H4	※高齢者等 向け住宅
5	桜町団地 2号棟 406号	2DK	○	4階建 4階				15,700～ 30,800	H4	
6	桜町団地 6号棟 203号	3LDK	×	3階建 2階			○	22,100～ 43,400	H11	
7	桜町団地 9号棟 101号	2DK	○	4階建 1階				16,000～ 31,300	H6	※高齢者等 向け住宅

番号	団地名	形式	単身入居	建物階層	エレベータ	オール電化	換気システム	家賃(円)	建設年度	
8	桜町団地 3号棟 301号	2DK	○	4階建 3階				16,000～ 31,300	H6	
9	旭団地 1号棟 108号	3DK	○	5階建 1階				15,400～ 30,400	S52	※高齢者等 向け住宅
10	旭団地 2号棟 201号	3DK	○	5階建 2階				14,600～ 28,700	S52	
11	旭団地 3号棟 208号	3DK	○	5階建 2階				16,300～ 32,100	S53	
12	寿第一団地 3号棟 401号	2LDK	×	6階建 4階	○	○	○	21,000～ 41,200	H15	
13	寿第一団地 3号棟 602号	3LDK	×	6階建 6階	○	○	○	25,000～ 49,100	H15	※高齢者等 向け住宅

【注意】

- ・世帯人数が2人以上の方のみ、2LDK及び3LDKに申し込み可能です。
- ・入居される方の所得に応じ、家賃変動がございます(表中の金額は目安)。
- ・番号2、3、12、13はオール電化住宅です。
- ・番号1、4、7、9、13は、高齢者等世帯向け住宅です。

【高齢者等世帯向け住宅】

以下のいずれかに当てはまる世帯のみ申し込みができます。

- ・世帯全員が60歳以上
- ・60歳以上の者及び次のいずれかに該当する者のみで入居しようとする世帯
 配偶者(内縁関係の配偶者を含む)、18歳未満の者、身体障害者手帳・精神障害者
 保健福祉手帳・療育手帳のいずれかを所持している者、障害年金を受給している者
- ・階段の昇降や歩行が困難であり、次のいずれかに該当する者がいる世帯
 身体障害者手帳3級以上の者
 (下肢、体幹、乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能))
 医師の診断により、階段昇降が生活に支障があることを記載した診断書がある者

4. 購入及びリース契約について

生活に必要な物は入居者自らが購入及びリース契約をする必要があります。
リース料は団地(契約業者)により異なりますが、月額約1,600～2,500円です。

【恵央団地2号棟】

購入:照明器具、ガスコンロ、FFストーブ、灯油タンク、カーテンレール、カーテン等
リース:ガス給湯器、ガス警報器

【恵央団地4・5号棟】

購入:照明器具、IHコンロ、カーテンレール、カーテン等
リース:無し

【桜町団地】

購入:照明器具、ガスコンロ、FFストーブ、灯油タンク、カーテンレール、カーテン等
リース:浴槽(2Kタイプは既設)、ガス給湯器、ガス警報器

【旭団地】

購入:照明器具、ガスコンロ、湯沸かし器、FFストーブ、灯油タンク、カーテンレール、カーテン等
リース:浴槽、風呂釜、ガス警報器

【寿第一団地3号棟】

購入:照明器具、IHコンロ、カーテンレール、カーテン等
リース:無し

5. その他基本事項

(1) 市営住宅の性質について

市営住宅は税金により運営及び管理されています。また、共同住宅であることから、ルールやマナー、モラルを守り、周りに気を配りながら生活する必要があります。

(2) 敷金について

入居される方は、令和7年7月14日(月)までに敷金を支払う必要があります。
尚、敷金は家賃の2か月分となります。

(3) 駐車場の使用について

入居者又は同居者が使用する車両について、駐車場を利用することができます。
駐車場使用料は1台につき2,500円です。また、駐車場に空きがある場合、2台目以降の申請も可能です。

(4) 共益費について

家賃のほか、別途共益費(階段や廊下の共用部電気代、蛍光灯代等)が徴収されます。
また、敷地内の草刈及び除雪代を徴収している団地もあります。

(5) 管理人について

3階建て以上の市営住宅には管理人が配置されています。管理人は、入居者の中から話し合い等により決められます。尚、管理人を担う義務は、入居者全員にあります。
管理人の主な業務は共益費の集金、共用部電灯の交換等です。

(6) ペットの飼育について

他の入居者の迷惑となることから、犬・猫等ペットの飼育はできません。飼育が発覚した場合は、迷惑行為とみなし、退去いただく場合があります。

(7) 町内会の加入について

入居後、町内会役員が住宅を訪問し、町内会の説明をすることがあります。尚、町内会への加入についてはご本人の判断にお任せしております。

(8) 住宅修繕について

募集住宅は新築住宅ではありません。生活に支障をきたさない程度の修繕内容となっており、壁等の色・柄の違い、多少のキズや汚れ等があります。